

平成30年2月23日

各 位

島根中央信用金庫

「後見支援預金」取扱開始について

弊庫は、成年後見制度の普及及び充実に努めること等を通じて、高齢者や障害者が安心して暮らせる地域の福祉に寄与することを目的に、後見支援信託と同等の機能を備え、手続きが簡便で費用のかからない「後見支援預金」の取扱いを、下記のとおり平成30年3月1日より開始いたします。

記

1. 名称 後見支援預金
2. 取扱開始 平成30年3月1日（木）
3. 利用対象者 家庭裁判所から「後見支援預金」新規契約にかかる「指示書」  
交付された者
4. 特 徴
  - ・ 家庭裁判所の指示書に基づき取引を行う。
  - ・ 普通預金として取扱い、キャッシュカードは発行できない。
  - ・ 最低預入単位の制限はない。
  - ・ 定期預金の金利を付与する（店頭表示金利1年もの）。
  - ・ 自動振込の基本手数料を免除する。
  - ・ 振込手数料（自動振込含む）を免除する。

以 上

お問い合わせ先

担当部 島根中央信用金庫 事務部

電話番号 0853—20—1000（平日9：00～17：00）

または、当金庫お取引店窓口までお問い合わせください。

# 『後見支援預金の仕組み』

